

番号	①
項目	<p>NO₂の環境基準(0.04ppm～0.06 ppm)をオーバーする汚染が大阪市域、道路沿道地域など少くない地域が続いています。こうした汚染地域に対する対策を緊急に立てる必要があります。<u>特に、現在の大気汚染の主因が自動車交通、湾岸地域の産業活動に伴う船舶や大型車の排ガスにあり、これへの対策の強化が重要です。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>窒素酸化物対策については、これまで自動車等の移動発生源対策について「大阪市自動車交通環境計画」、「大阪市環境基本計画」に基づき、「大気汚染防止法」による単体規制の強化、最新規制適合車の開発促進の要望やエコカー（低公害・低燃費車）の普及促進、グリーン配送の推進、港区の「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」などの広域対策のほか、道路管理者等との連携により、交差点改良などの局地対策を進めた結果、自動車からの窒素酸化物排出量は大きく減少しており、また一般環境大気測定局、並びに自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の年間平均値は減少しています。</p> <p>今後も「大阪市環境基本計画」の環境保全目標（二酸化窒素については、環境基準の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値 0.04ppm 以下をめざす）の維持・継続に向け、引き続き自動車排出ガス対策を推進していきます。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>環境局 環境管理部 環境規制課（自動車交通環境対策グループ） 電話：06-6615-7965</p>

番号	②
項目	<p>大気汚染による健康被害者が数多く存在しています。ぜん息等の健康被害者は、正に自動車排ガスなどの「公害」による健康被害であり、国と各自治体、そして、自動車メーカーなどによって医療費助成などの健康被害補償の措置が実施されるべきです。</p>
<p>(回答)</p> <p>昭和49年に「公害健康被害補償法」が施行され、工場から排出されるばい煙や自動車の排気ガス等の大気汚染による健康被害者に対して補償給付等を行うとともに健康の回復を図るための公害保健福祉事業を実施してきました。一方で大気汚染の状況が変化してきたことから昭和63年3月に「公害健康被害の補償等に関する法律」が改正され、公害指定地域を全面解除して新規の患者認定は行わないこととなりました。</p> <p>本市においても公害指定地域を全面解除されましたが、現在も公害指定地域解除前に認定された既認定患者の方への医療費等の補償については継続して実施しており、今後も法令等に基づく国の施策に従って事業実施してまいります。</p>	
担当	健康局 保健所管理課・担当 電話：06-6647-0793

番号	③
項目	<p>行政にはNO₂ 環境基準の上限値(0.06ppm)をクリアすれば環境基準を達成しているかのごとき受け止めがありますが、上限値以下でも多数の健康被害が発生しています。WHOは2021年に「大気汚染による健康被害を起ささないための指針値」をNO₂については「年平均値で5 ppb、日平均値の99%値で12ppb」へと厳しくしました。環境基準や自治体の環境目標値の見直しが求められています。</p>
<p>(回答)</p> <p>環境基準については、環境基本法第16条第1項において、「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定められており、同条第3項では、「常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。」とされています。</p> <p>他方、本市では、快適な都市環境の確保等のため、大阪市環境基本計画において各種目標を掲げており、大気中の二酸化窒素濃度については、「環境基準の達成を維持し、さらに1時間値の1日平均値0.04ppm以下をめざす」こととしています。二酸化窒素濃度の目標値については、市域における大気汚染状況の推移、環境基準の見直しの動向、並びに国内外の最新の科学的知見を注視しつつ、必要に応じて評価・検討してまいります。</p>	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課 環境情報グループ 電話：06-6615-7943

番号	④
項目	<p>行政による正確できめの細かい監視は環境行政の基本です。測定体制については縮小ではなく拡充・強化する必要があります。監視業務の独立行政法人化や民営化はしてはならないことです。</p>
<p>(回答)</p> <p>大気汚染状況の常時監視については、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき、都道府県・政令市等の自治体が行うこととされており、その事務処理に当たり遵守すべき基準として、国は「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」を定めています。本市では、法令及び当該処理基準に基づき、大気汚染状況の監視体制を整備しており、監視業務の独立行政法人化や民営化の予定はありません。</p>	
担当	環境局 環境管理部 環境管理課 環境情報グループ 電話：06-6615-7943